

平成 24 年第 2 回定例会

## 大野誠一郎による質疑応答全文（6 月 11 日）

### 大野誠一郎

通告に従いまして一般質問を行います。

通告しました内容は、1.地域福祉について、2.地域コミュニティについて、3.ごみ有料化の問題について質問を行います。

地域福祉と地域コミュニティにつきましては、関連しておりますので織りまぜながら一緒にの流れで質問したいと思います。

まず、地域福祉についてでございますが、当市では、平成 22 年 3 月、龍ヶ崎市地域福祉計画を市民に公表いたしました。龍ヶ崎市地域福祉計画は社会福祉法に基づき、地域福祉の推進が同法 4 条に掲げられ、第 107 条に市町村福祉計画の策定と公表が義務づけられたものでございます。計画が策定、公表されてから 2 年 4 カ月経過した現在、地域福祉とは何か、地域福祉とはどのようなものであるかを市長にお伺いしたいと思います。

### 中山一生市長

ただいまいただきました大野誠一郎議員のご質問にお答えいたします。

地域福祉とは何かということでございますが、この地域福祉の中の福祉という言葉は、基本は、困った人がいたら、それに手を差し伸べる、いかに差し伸べていくかということであろうというふうに考えております。ただ、一般に福祉といいますと、高齢者福祉や児童福祉、障がい者福祉など、特定の対象者ごとに法律や制度が定められ、必要なサービスが提供されているというイメージを皆さんは持たれているのではないかなと思っております。

地域福祉といいますと、一方で、住みなれた地域において子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民がお互いに助け合い、協力し合いながら進めていく地域づくりの取り組みというように認識をしているところでございます。

現在の社会情勢の中では、地域における交流やコミュニケーション、住民同士の助け合いが不足し、希薄になっているなどとも言われていますが、地域のつながりが希薄化しているという現状がございます。最近では、孤立死などと言われます、亡くなられたことに近隣の方が気づかない、それが相当日数を経過してしまうというような痛ましい事案も発生をしているところでございます。

人々の結びつきを強め、互いに支え合う地域づくりを図るために、地域福祉の推進につきましては、現代社会における、現代社会だけではない人類永遠の重要な課題の一つとして考えているところでございます。

### 大野誠一郎

地域福祉とはということでお尋ねいたしました。今、市長がお話ししました孤立死、あるいは無縁死というものが、今、非常に多くなっている現在、やはり地域で支え合う仕組み、そういった取り組みというものが今、一番大事かと思えます。そういった意味で、こういった社会福祉法の中で地域福祉計画というものが策定、そして公表するというふうに義務づけられているのではないかと思います。

そこで、平成 22 年の 3 月に龍ヶ崎では地域福祉計画を策定、公表しました。この策定、公表までの経過としては、平成 18 年から地域で福祉の講演会をしたり、あるいは市内では策定委員会をつくれ、あるいは各小学校区で地域福祉ワークショップを開催したり、そしてまた、全小学校区に説明会を行う等々、大変市民の声を吸い上げる、あるいは地域の

課題を取り上げる等々して、大変いい、すばらしい地域福祉計画ができ上がったのではないかと考えております。

また、これまでにないワークショップという手法は、多くの市民の皆さん方にこの計画に携わることにより、意識の高揚、そしてまた、そういった地域福祉の計画を進めるに当たって、大変いい土台を築いたのではないかと思います。

そこで、それからの地域福祉の推進方法を具体的にどのような取り組みをしているかをお伺いしたいと思います。

### 加藤幸生健康福祉部長

地域福祉計画の推進というご質問でございます。

ご指摘のとおり、地域福祉計画を策定する際、18、19、20年度の3カ年度におきまして、市内13の小学校区単位で地域福祉に関するワークショップを開催いたしまして、各地区における福祉に関する諸課題を地域住民の方が主体となって整備してまいりました。その結果、平成22年3月に地域福祉計画の策定を見るに至っております。

これと前後いたしまして同時期、当市におきましては、さらに大きくなりいたしまして、地域コミュニティの推進といった観点での施策展開がスタートしてございます。そういった経過の中で、現在、地域福祉計画を策定する際の基本になったワークショップ、小学校区単位で設定したところでございますが、この小学校区を単位として、地域コミュニティの設立に向けての取り組みが進められておるところでございます。

今年度は、ご存じのとおり6地区において設立準備会が立ち上げられる予定であります。この設立準備会の中で地域福祉に関する課題についても改めて話し合いをしていただき、それぞれの地域の活動内容を検討していただきたいと考えておるところでございます。地域福祉の課題は地域によって異なりますので、地域の実情に見合った活動を推進していただけるように、行政も一緒になって話し合いを進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

なお、市の地域福祉計画の策定と並行いたしまして、社会福祉協議会で地域福祉推進に向けた行動計画とも言うべき、地域福祉活動計画と、そういったものも策定してございます。この計画を踏まえまして、社会福祉協議会では、各地域において地域福祉の推進に努めておると、こういった状況もあるところでございます。

### 大野誠一郎

ただいまの部長の説明ですと、地域福祉の推進方法としては地域コミュニティの推進と、それから、社協の福祉活動計画に基づいて社協がやっておりますというような二つの内容が推進計画として、推進の方法として、具体的な取り組みをしているというふうに伺いました。

そういうわけで、先ほどお話ししましたような地域コミュニティについても、この流れでお尋ねしたいと思います。

同じく、地域コミュニティとはどういうものか、何かと、そういったものをひとつ改めてお伺いしたいと思います。

### 中山一生市長

地域コミュニティとは何かというご質問でございますけれども、「コミュニティ」という言葉は、いろいろな場面で古くから使われてきている言葉であり、外来語ということでございますけれども、「地域社会」、「共同体」、「近隣社会」などと翻訳をされております。統一された定義や概念があるというわけではないところであります。

これまでに国や地方自治体で示した「コミュニティ」の定義を見えますと、「一定の地域を基盤として構築されたものであること」、「その地域に居住する住民のつながりや連帯感により構築されたものであること」、「住みよい地域社会の実現のため、住民が主体となった取り組みが行われていること」などがキーワードになってくると思われます。

このうち、特に地縁に基づくもので、地域とその住民が構成要素となるものについては、他のコミュニティとの混同を避けるため「地域コミュニティ」と呼ばれております。

当市におきましては、「地域コミュニティ」の定義といたしまして、「一定の地域を基盤とした住民の組織、あるいは住

民同士のつながりであり、住民相互の信頼及び連帯により、住みよい地域社会の実現に向けた様々な活動を自主的・自立的に行う地縁型の組織」といたしております。また、その範囲につきましては、コミュニティセンターの活動範囲、すなわち小学校区を基本に考えております。

### 大野誠一郎

ただいま地域コミュニティについてお伺いしました。市長がおっしゃるように、古くからの、コミュニティという概念は古くあるということでもって、私もかれこれ 40 年前にこういった地域コミュニティという言葉聞きまして、今、おっしゃったとおり、地域共同体というような形でもって概念をとらえておりまして、そういった地域コミュニティができたならばいいなということを 40 年前に思ったことがございます。当時は青年会とか、あるいは農業では 4 H クラブとか、そういった活動がありまして、そんなところで頑張っていた時代でもございますので、そんなことを思ったことがございます。

それが、ここ数年地域コミュニティという話があり、そしてまた、この地域福祉計画ということが法律で、社会福祉法の中で義務づけられたということで、地域コミュニティの地域との範囲は今、説明のとおり、学校区ということがございましたけれども、この地域福祉計画につきましては、この地域というのはどういった範囲を考えたらいいのかお尋ねしたいと思います。

### 加藤幸生健康福祉部長

地域福祉計画の地域の範囲というご質問でございます。

先ほど申し上げましたように、地域福祉計画策定する際に、市内の 13 の小学校区単位でワークショップを開催しております。そのワークショップの中では一つの小学校区につきまして、集落ごとに七、八前後のそういった小地区でワークショップをしていただいて、そういった小地域での課題と、その解決策、そういったものを議論していただきました。そういった中で、それを総合させまして、小学校区単位ということで網羅するような形で報告書をつくったところでございます。そういった形で一つ一つの小学校区のワークショップの成果報告書ができたわけでございますが、それらを全体を総合しまして、一つの地域福祉の方向性、そういったものを示すという形でお示ししたのが地域福祉計画でございます。

基本的には、地域福祉計画で想定しております地域といいますのは、基本的には小学校区、さらにはそれを細分化した中での地区というような形、そういった複層的な形でとらえるというようなことになるんであろうというふうに理解しておるところでございます。

### 大野誠一郎

今の部長の答弁ですと、小学校区単位、あるいはさらに小さい単位での地域というようなことでございますが、この地域福祉計画を読んで見ますと、必ずしもそうでないものもありますし、また、全体的な地域で考えていかなければどうも難しいんじゃないかというようなこともございましたもので、お伺いしたわけでございます。以後、質問を続けていく中で、そういった地域の範囲も考えていきたいと思います。

この地域福祉計画の中で福祉教育の推進の取り組みが、家庭・学校、そして、地域に対して福祉教育の推進を取り組んでいきたいということになっておりますが、現状はどうかをちょっとご説明お願いしたいと思います。

### 加藤幸生健康福祉部長

子どもたちに対する福祉教育の取り組みについてのご質問であります。

主に社会福祉協議会のほうの取り組みとなりますが、各ボランティア団体のご協力をいただきながら、福祉出前講座を

実施しております。平成 23 年度には、市内の小・中学校におきまして、総合学習の時間を利用して手話、点字、車いす、アイマスク等を体験する講座を 18 回実施いたしました。

また、小・中学生を対象としたジュニアボランティアスクールや高校生を対象とした高校生ボランティアスクールを開催し、ふれ愛キャンプへの参加など、実際に福祉活動を体験していただいております。

こうした活動を通じて、子どもたちの福祉に対する理解と認識を深めていただいております。

## 大野誠一郎

ただいまお伺いしました福祉教育の推進、部長が答弁なさった内容につきましては、これまでも行われてきたことであろうし、また、学校の分野の取り組みであろうかと思いますが、家庭や地域の中での取り組みというものはなされていないというような形でとらえてよろしいのでしょうか。

## 加藤幸生健康福祉部長

地域や家庭ということでございます。

これも社会福祉協議会のふれあいネットワーク事業というようなことで、お子さんたちではございませんので、教育というよりもやはり地域に入り込んで、いかに地域と一体となって社会福祉協議会のそういった意義でありますとか、そういう活動内容、あるいは社会福祉協議会が地域とともにどういった活動ができているのか、そういった観点でいろいろ活動をしているところでございます。訪問先といたしましては、自治会でありますとか町内会等の役員さん、あるいは民生委員、ボランティア関係者、あるいは長寿会ですとか子ども会、あるいはコミュニティセンター等々に足しげく、年間 100 回を超えるような回数で訪問をしましたり、あるいはお祭りなどの地域行事、あるいは防犯・防災活動等に参加するなど、そういった形で地域に入り込んで、いろいろ地域福祉というような観点で活動をしており、模索をしており、そういった状況でございます。

## 大野誠一郎

この場合の福祉教育というのは、それこそ福祉本来の高齢者福祉、あるいは児童福祉、障がい者福祉というような意味ではないのでしょうか。今、部長が答弁なさった社協の取り組みというのは、これは地域福祉全般の取り組みというふうにかえますが、いかがでしょうか。

## 加藤幸生健康福祉部長

教育ということでございますが、確かに子どもたちに対しては教育という言葉が使えるかと思えますけれども、なかなか地域の皆さんに教育ということは、ややおこがましいといえますか、そういう感覚を持っております。

我々としては、先ほど申し上げました社会福祉協議会のそういったネットワーク事業、そのほかに市といたしましては出前講座等で、先だつての質問にもあったように、介護保険のそういった介護予防で、そこは介護保険、そういったことで非常に出前講座の出番が多くなっていると、そういった形でいろいろな出前講座等を通じてお話をさせていただく機会があるというようなことであります。

## 大野誠一郎

ちょっと私の質問とはずれているような気がしますが、今、私がお尋ねしたのは、福祉教育というのはどういうことを指しているんですかというような内容だったかと思えます。いいでしょう。

ちょっともとに戻りまして地域コミュニティのお話をお伺いしたいと思います。

現在の設置状況、それから、地域コミュニティの見通しについてお伺いしたいと思います。

### 羽田利勝市民生活部長

地域コミュニティの設立準備会の設置の状況のご質問かと思えます。

昨年度、各小学校区におきまして開催しました中核的な地域コミュニティに関する意見交換会におきまして、地域コミュニティ設立準備会設置が6地区で決定されました。具体的に申し上げますと、龍ヶ崎地区、龍ヶ崎西地区、川原代地区、北文間地区、松葉地区、城ノ内地区の6地区であります。

次に、今後の見通しというご質問でございます。

現在、六つの地区におきまして設立準備会の設置が決定され、一部の地域では第1回の会議を開催しておるところであります。これらの地区におきましては、これから地域コミュニティ組織が設立されるまでに様々な話し合いがなされますが、多少なりとも紆余曲折があらうかと思われます。

また、現時点におきまして設立準備会設置に至っていない地区が7地区ございますが、これらの地区につきましても、地域コミュニティ形成の必要性については一定のご理解をいただいているものと考えております。今年度も引き続き、この七つの地区で意見交換会を開催する予定ですが、設立準備会設置に向けての結論に達するまでは相応の時間を要するものと考えております。

### 大野誠一郎

地域コミュニティの設立準備会が6地区で、7地区はいまだちょっとまだその準備会には至っていないというような内容でございます。

また、設立がされてからの活動内容もちろん、そのコミュニティの自主的な判断でやるわけですから、こういった活動をするかもなかなか難しいところがあるかと思いますが、ひとつ全地区設立のために努力をしていただきたいと思います。

こういった地域コミュニティ、あるいは地域福祉計画を進めていく中で、やはり人材、人づくりというものは大変大事かと思えます。当然これまで地域福祉を支えてきた民生委員とか、あるいは自治会、いろいろな組織があるわけですが、これからそういった地域福祉を担う人づくり、人材づくりをどのようにして考えているのかを、どのようにして人材づくりをしていくのかお尋ねしたいと思います。

### 加藤幸生健康福祉部長

地域福祉を推進するための人材育成についてであります。

地域には様々な方が生活をされており、そうした方々がお互いに支え合っていくためには、お一人お一人が地域福祉への関心を高めていただくことが必要となります。

また、ご指摘のように地域でのリーダー的な存在となる人材の発掘、これも大変肝要であると考えておるところであります。地域の中には、それはそれは多才な能力を有する方が数多くいらっしゃいます。

今後、地域コミュニティの設立を推進していく中で、地域福祉についての話し合いを通じてリーダーとしてご活躍をしていただけるよう、そういう方にはお願いしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

### 大野誠一郎

あえてこういった人材づくりというものを伺いましたのは、やはりこれから地域福祉計画を進めていく中で、これまで以上に人材が必要なのではないかと、そしてまた、基本的に皆さん大変忙しいでありますし、市民の各人、各人がそ



それぞれの課題を持って生活しているわけですから、地域福祉をこれからやっていきたいと思います、なかなか難しいところがあるかと思います。これまでいろいろ社会福祉関係者、あるいはそういった民生委員、自治会等々の皆さん方がこれまで頑張ってくれましたが、それ以上に頑張っていかなければ、こういった掲げる計画が達成できないんじゃないかと思います。

そんな意味で、今のご答弁にありました地域コミュニティの中で発掘していくということでございますが、さらなる対策を練りまして、あるいはいろいろなボランティア講習会とか、そういった福祉の講習会、あるいは講演会等々を意図的に開催しながら、そういった人材を発掘していくことも必要なのではないでしょうか。そういった手法は、これまでワークショップでも行われてきたわけですし、ワークショップの中に 300 人、400 人という人数が参加されているわけですから、そういった中からひとつ育成、養成をお願いできればよろしいかと思います。

さらに、人の次は場所ではないかと思うんですが、計画の中には既存施設を活用した居場所づくりということが書かれておりますけれども、この既存施設、地域コミュニティではコミュニティセンターがあるわけでございますが、それがすべてなのか、そのほかにどういった既存施設を考えているのか、どういった居場所づくりをなさろうとしているのかをお尋ねしたいと思います。

### 加藤幸生健康福祉部長

既存施設を利用した居場所づくりについてのご質問であります。

まず、公民館を平成 23 年 4 月からコミュニティセンターとして位置づけを変更いたしまして、利用者の利便性向上を図りました。コミュニティセンターは、これまでの生涯学習活動を中心とする利用に加え、コミュニティ活動の拠点として利用していただくことが可能となっておりますので、地域の方々が気軽に訪れることができるようにしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

また、地域福祉ワークショップの話し合いの中から提案された、高齢者の集う場所といたしまして、平成 21 年度から龍ヶ岡公園管理棟を利用して、地域のボランティア活動によりこれが運営されておるところでございます。これは、高齢者の方が気軽に立ち寄ってお話ができる場所を提供する活動で、現在は週 2 回を基本として運営されております。

社会福祉協議会での取り組みでありますが、平成 23 年 8 月から龍ヶ崎市上町の元商店を活用して、中央支所と福祉の店を設置するとともに、交流サロンを運営しておるところでございます。これは地域の皆様が気軽に集い、ふれあうことのできる施設として始められたもので、高齢者を中心にお茶飲みやいきいきヘルス体操などに利用されているところであります。こうした活動を通じて、介護に対する不安や日常生活での困りごとなどのやりとりがなされ、そういったものの一部が地域での扶助や行政への情報提供、あるいは行政サービスへの移行につながっていくことが期待されているところであります。こういった既存施設を利用した居場所づくり事業を展開しておるところでございます。

### 大野誠一郎

先ほどの福祉教育と同様、この既存施設を活用した居場所づくりというのは、これまで質問した内容で学校区単位と、小学校区単位というような話も聞いておりますので、この既存施設を活用した居場所づくりというのは、確かにコミュニティセンターは各学校区にコミセンがございますので、確かに小学校区ごとにありますけれども、それにしてもコミュニティセンターはその前は公民館として利用されておりましたし、名前が変わり、それが活動拠点ということになったわけですが、この計画の中にある既存施設を活用した居場所づくりの中というのは、やはり新たにそういった既存施設を活用して、居場所づくり、たまり場というか拠点をつくっていかうというふうには見えなわけなんですよ。そんなわけで、こういったところがあり、どんなところを検討して、どんなふうな居場所づくりをつくっていくのかなというふうな意味で質問をしたわけでございます。ましてや、たつのこのところの管理棟については、恐らくこの計画がで

きる前から高齢者の方々が集まって一つの居場所づくりとなっていたのではないかというふうに思っております。

冒頭あえてお話をしました2年4カ月たった今、経た、経過した今、どのようにこの地域福祉計画に取り組んでいるのか、そういった質問の趣旨でございますので、ひとつなければならぬ結構でございますので、そういった意味で答弁をお願いしたいと思います。

さらに、こういった人や場所が整えば、あるいは整わなくても、これまで各地域で行われていた地域交流の活性化、これについてはどんなふうにお考えなのでしょうか。

### 加藤幸生健康福祉部長

先ほどの居場所づくりの答弁でございますが、どちらかといいますと現在既に実施済みの事案についてお話しさせていただきました。ご指摘のように、これからというような話といたしましては、現在高齢者、あるいはもっと広くコミュニティ地域で空き家ですとか空き店舗等々、そういった活用できそうなものがあれば、それを地域の方が使いやすくするような支援制度、そういったものが構築できないかというふうにことで、これは現在検討しておりますので、そういったことでご質問の答弁にかえさせていただきたいと存じます。

続きまして、2点目でございます。地域交流の活性化についてのご質問であります。

これも主といたしまして、社会福祉協議会で、ふれあいネットワーク事業といたしまして、各地域において、それぞれの担当者が住民自治組織の役員の方や民生委員、ボランティア関係者等を訪問し、お祭りなどの地域行事や防犯・防災活動などの情報を収集し、社会福祉協議会のホームページや広報紙に掲載して情報を発信しておるところでございます。

平成23年度の実績であります。訪問延べ回数が108回、ホームページへの紹介が35回、しゃきょうだよりへの掲載が11件となっております。

こうした活動を通じまして、地域からの相談を受けた中で、支え合いの取り組みとして地域の中での高齢者向け送迎システムが開始された地域もあります。また、一部地域での防犯・防災への取り組み事例を他の地域に紹介するなど、地域間の橋渡し役としても活動をしておるところでございます。

今後も、この事業を継続・発展させることで、地域での交流事業の活性化に結びつけてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

### 大野誠一郎

先ほどの既存施設について部長が空き家とか空き店舗というようなことで、これから考えていくということでございましたが、正直言いまして、私が答弁を求めたところはそういったところでございます。やはり各地域にそれなりの空き家、空き店舗、こういったものがあるわけですから、皆さんが集まりにくいところに決めてもなかなか使い勝手が悪いかなとは思いますが、あるいはまた各区といつか各地区には集会所もございます。そういったところを既存施設を活用して、どのようにして地域福祉計画を進めていくかと、そういう視点がなければ当然、絵にかいたもちと言うと怒られますが、なかなかそれが推進されないと、そんなふう思うわけでございますので、そういった点が、どこが居場所づくりをするのか、ちょっと私、今までの内容では地域コミュニティの団体がやるのか、あるいは社協がやるのか、社会福祉課がやるのか、ちょっと私わかりませんけれども、この地域福祉計画は社会福祉課が中心になって全庁舎に向かってやっていくということでございましょうから、全庁舎が望んで地域に向かっていくということだと思いますので、そういった意味では担当部長がしっかり頑張っていたきたいというふうに思います。

さらに、地域ネットワーク体制の確立、現在も先ほどからお話ししているとおり、既にいろいろな意味で頑張っている方、協力してくれる方、努力している方がたくさんおられます。そういったネットワークの体制の確立がどのように図られるのか。例えば今まで出ているような地域コミュニティの中でそういったものをやるのか、また別な形でやるのか、

これをお伺いしたいと思います。

### 加藤幸生健康福祉部長

地域におけるネットワーク体制の確立についてのご質問であります。

地域には様々な組織や団体がありますが、現在取り組んでおります地域コミュニティ形成を促進していく中で、そのような様々な組織や団体が地域コミュニティに参加していただければ、お互いの活動が理解できるようになり、横の連絡がとれるような、そういう体制が構築されていくと、そのように考えておるところでございます。

### 大野誠一郎

同じような内容の総合相談支援体制の構築ということも出ておりますけれども、こういった取り組みの現状がどうか。先ほどの地域ネットワーク体制、それから、こういった総合相談支援体制というのは、私はちょっと広範囲な形で考えるのかなと思いましたが、先ほどこの地域福祉の範囲はどうかということにつながるわけなんです、こちら辺になりますと、これもやはり小学校区単位で進めていくのか、総合相談支援体制の構築というものをどんなふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

### 加藤幸生健康福祉部長

総合相談支援体制の構築についてのご質問であります。

これは、ワークショップでのご意見を踏まえまして地域福祉計画の中に盛り込んだものであります。現在の相談支援体制であります、相談内容が明確な場合は、それぞれの担当課が対応しておりますが、福祉全般に係る相談などにつきましては、社会福祉課が相談窓口となり、相談内容に応じて担当部署と連絡調整を行う体制となっております。これはワークショップの中で、役所の中でそういう相談窓口がよくわからないといった意見があったことで、そういった記載になっておるところでございます。

それを、さらに将来的に地域コミュニティに拡大していった場合、将来的には地域福祉、あるいはさらに包括的な地域コミュニティといったとらえ方の中で、現在検討しております地域担当職員制度、こういったものが地域に根差した相談窓口になっていけたらいいのかなと、そんなふうに考えておるところでもございます。

### 大野誠一郎

総合相談支援体制でございますけれども、これは障害者自立支援法が昨年の10月に改正されて、今年の4月からの施行で、総合相談支援の窓口の体制を各市町村はつくっていくべきだということが、新しい障害者自立支援法の改正で出ております。これとは全く違ったものなのかどうかをお伺いしたいと思います。

### 加藤幸生健康福祉部長

ただいま障害者自立支援法のご指摘がございました。ただ、この総合相談支援体制の構築ということで地域福祉計画に記載しておりますのは、当時のワークショップの会議内容、その文脈から来ておるものでございまして、福祉全般について役所の窓口がわかりにくいというような、そういうご指摘がたしかあったと思います。そういったご指摘に呼応するような形での記載となったというふうに記憶しておるところでございます。

### 大野誠一郎



部長の説明, わかったようでわからないんですけれども, 一つには, そういったワークショップの中でそういう流れの中で, こういったものを計画しましたということでございますが, もしそうであるならば, 先ほど私がお話した障害者自立支援法の相談窓口体制とは違うというような内容でございますので, そういう体制が本当に構築されるんでしょうかというような思いがいたします。

前の一般質問にも取り上げましたが, 障害者の自立支援法の中には自立支援協議会というものを設置しなくちゃならないということがありましたが, 設置しなければならないというのか, 今年の4月から義務化, そして, それまでは設置するというのか, 義務化ではないが, それが望ましいというような形でもって, 日本全国かなり90%前後に近い組織化がなされる中で, 龍ヶ崎ではそれもおこなっていた。そして, 昨年, 一般質問しましたら23年度中に立ち上げますということでしたが, 今のところ, まだ立ち上がっていないと, それで, 間もなく立ち上がるというようなところまでは行っているそうですが, そういう中, 今度は今年の4月からその自立支援協議会と総合相談窓口体制のすみ分けはなかなか難しいところもあるわけですが, それもつくりなさいという中で, さらに今度はまた別にこういった総合相談窓口体制が構築できるのかどうか, それをお伺いしたいと思います。

### 加藤幸生健康福祉部長

ご指摘の自立支援協議会でございますが, 来る7月6日に第1回の会議を開く予定としております。そういった中で, いろいろ協議させていただきたいと存じます。

それと, ご指摘のそういう総合相談支援体制, 窓口ができるのかというようなご質問でございます。

これにつきましては, 先ほど申し上げましたような地域担当職員制度, こういったものも含めまして鋭意検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

### 大野誠一郎

今の部長の答弁ですと, 障害者自立支援法の相談窓口体制とは別に地域コミュニティの中で地区担当職員を活用した総合窓口体制をつくっていきますということでとらえていいと思いますね。もし違ったら, 違ったと言ってください。そんなふうにとらえます。ぜひ期待したいと思います。

続いて, 保健・医療・福祉の連携体制づくり, これも地域コミュニティという範囲の中で考えているのか, あるいは龍ヶ崎地域全体を考えての連携体制なのかをお伺いしたいと思います。また, 具体的にはどういう連携体制をとうろうとしているのかをお伺いいたします。

### 加藤幸生健康福祉部長

保健・医療・福祉の連携づくりについてのご質問であります。

ただいま小学校区単位で考えるのか, 市全体で考えるのかというようなご質問がございましたが, これは両方とも対応していく問題であると, 地域においても, 市全体としてもそういったものが連携されていかなければならないというふうに理解しております。

続いて, 地域で福祉課題を抱えている人の中には, 保健や医療を必要とするケースが少なくないことから, 保健・医療・福祉がより密接に連携していくことが大切であり, 地域包括センターや子育て支援センターなど, 専門的な相談機関相互の連携を深めていくことが必要であると考えております。

その一端として, これまで社会福祉協議会に運営を委託してきました地域包括支援センターを, 平成24年度から市の直営形態, 直営事業といたしました。このことによりまして, ワンストップサービスの提供による市民サービスの向上, 高齢者虐待に関する立入調査や措置の速やかな行使, 高齢者に関する各種情報の迅速な収集と活用, 在宅介護支援センタ

ーとの連携強化等が図られますので、よりきめ細やかな支援体制が整えられたものと考えておるところでございます。

また、緊急時に病気等の心身の状態を把握できる仕組みづくりといたしまして、救急医療情報安心キットの配付を実施しております。平成 23 年度に、ひとり暮らしの高齢者や重度の障がいがある方を対象に意向確認を行いまして、希望をされました 950 名の方に配付をいたしたところでございます。

## 大野誠一郎

保健・医療・福祉の連携体制づくりということでもってお尋ねいたしました。答弁としては地域でも、それから、市、小学校区の地域単位で、そしてまた市全体で相互に取り組んでいくということでございました。その具体的な内容というものもお尋ねしたんですが、それについては市全体の取り組みが具体的な例として話していただきましたけれども、地域の小学校区単位の具体的な取り組み状況はなかったように思います。

先ほどからお話ししますように、やはり小学校区と、それから市全体、あるいは中学校区ごとにとということも個々あるかと思いますが、また計画の策定に当たって、それが非常に読み取れないというか、そういったものがございまして。そういう形の中でお尋ねしたわけでございます。

市全体の地域福祉の取り組みにもなるかと思いますが、現在、難聴、それから、中途失聴者、途中で聴力をなくした方々に対する要点筆記という筆談をするような形のグループがあるわけでございますけれども、なかなかこのグループも高齢化、そしてまた、人数が増えないということもございまして。こういった取り組みも市民活動日本一を目指す本市にとって、大変大事なのかなというふうに考えますが、こういった要点筆記への取り組みというものをどう行っていくのかお伺いしたいと思います。

## 加藤幸生健康福祉部長

要約筆記への取り組みについてであります。

意思疎通を図ることに支障がある障がい者の社会活動への参加機会を広げることを支援する制度といたしまして、自立支援法に基づく地域生活支援事業というような事業のくくりの一つといたしまして、聴覚障がい者等コミュニケーション支援事業を実施しているところでございます。

これは、必要なときに的確な情報が得られるよう、聴覚障がい者の参加が見込まれる催し事の際に、手話通訳者または要約筆記奉仕員を派遣することで、円滑なコミュニケーション支援を図ろうとするものであります。

平成 23 年度における利用者についてでございますが、要約筆記奉仕員は 1 件の派遣実績となっております。派遣内容につきましては、地域福祉会館で開催されました権利擁護講演会への出席に伴う意思伝達補助での派遣を行っております。

一方、手話通訳者の派遣実績でございますが、29 件となっております。代表的な派遣内容につきましては、医療機関を受診する際の円滑なコミュニケーションを図るための支援をはじめ、学校行事の参加によるものでございます。

要約筆記につきましては、奉仕員となる方が少ない現状でありますので、県が行います要約筆記養成講座の周知を行い、受講者の増加を図ってまいりたいと、このように考えておるところであります。

## 大野誠一郎

こういった要約筆記の奉仕員の養成講座というのは、昭和 46 年の頃から厚生省のもとに行われて、そしてまた平成 10 年の頃には、こういった要約筆記の派遣事業という事業がございまして。そして、ただいま部長のお話の中では地域生活支援事業の中で 1 件の実績があるというふうな内容でございました。1 件の実績というのは、非常に少ないと思うし、また、聞く方も、何だ 1 件かというようなことになろうかと思いますけれども、やはりそれに比べて手話通訳が 29 件あ

るということでございますけれども、やはりそういった難聴者、中途失聴者の皆さん方が、こういう要約筆記ということですが、まだ十分浸透していないと、そういうことが一番の原因ではないかと思います。当然それなりに市としても、そういった周知や普及というのは当然していないと思います。今後そういった養成講座を受講するような改正をしていくということでございますけれども、やはりこういった地味な活動、こういったものは支援をし、大事に育てていくという気持ちが必要なのではないかと思います。

以上、地域福祉の計画について質問いたしました。冒頭お話ししましたとおり、4年の月日をかけて、龍ヶ崎では例のないワークショップという過程を経て計画を策定した。私はすばらしい計画だと思います。それが非常に2年4カ月たった今、実感として感じないと、地域コミュニティを設立していますというようなお話がありました。社会福祉協議会でやっていますということもお話をお伺いしました。当然それも承知の上なんですけれども、非常にこういった社会福祉法に義務づけられた地域福祉計画、時間とエネルギーを費やした、この計画をぜひこれまで以上に取り組み、展開していただきたいということをお願いしまして、この地域コミュニティについてを終了いたします。

続いて、ごみの有料化の問題でございます。

ごみの有料化の問題については、ここずっと一般質問を行っているわけでございます。3月の議会の中で、ごみ減量審議会に唯一資料として配付されている家庭系ごみ有料化、主な先進自治体の状況という資料がございます。その中に制度設計が、各市町村の制度設計があるわけでございます。これについて、もう少し中身がわかる、もう少し詳しい内容のものを配付すべきではないかというような話をいたしました。その中身は、単なるごみ有料化、幾らですよ、こんなふうにやりますよというふうなものではなくて、各自治体が、有料化を実施している自治体がどういう背景でもってごみ有料化を行い、どういう削減目標を持って取り組み、結果、何年、それぞれの自治体がそれぞれの年数を経過している中で、どういう問題が浮き彫りにされ、そしてまた、ごみ有料化実施の目的どおり行っているのかどうか、そういったことも踏まえて資料として出すべきではないかと、そういう内容でお尋ねしたところ、その精査状況を今後、ごみ減量審議会に報告いたしますというような答弁でございました。どのように報告されたのかお伺いしたいと思います。

## 木村茂都市環境部長

お答えいたします。

廃棄物減量等推進審議会に提出いたしました、家庭系ごみ有料化実施先進十市に関する資料に関してでございます。この資料につきましては二種類ほどございます。

一つといたしましては、このたび審議会に諮問いたしました手数料の水準や使途といった制度設計の内容につきまして、それぞれの先進市の公式ホームページからの情報に加えて、担当者への電話によるヒアリングを実施いたしまして作成したものでございます。

もう一つの資料につきましては、ただいまの資料の補足的な資料といたしまして作成したもので、それぞれの先進市の家庭系ごみ有料化の導入前と導入後のごみ量と資源化率の変化を示したものでございます。

この資料の中で使用している数字でございますが、先進市の状況を見ますと、自治体によりまして可燃物や不燃物、そして、資源物の基準や定義などのとらえ方の違いがあり、一概にこの比較することはできないため、毎年同じ条件のもとに環境省が実施しております一般廃棄物処理実態調査の数字を抜粋して引用させていただいております。

廃棄物減量等推進審議会には、これらの資料を説明する際には、今、申し上げましたようなご説明もあわせてさせていただいておりますので、改めまして資料の提出には至っておりません。

以上でございます。

## 大野誠一郎

改めて提出はしていないという形でよろしいわけですね。と思います。何と言ったらいいか、質問については通告をしているわけでございますから、それに対して課や庁舎内で協議して答弁してくれていると思いますね。しかしながら、非常にこう言っちゃ大変失礼かもしれませんが、その場しのぎ的な考え方があるんじゃないかというふうに私は感じてなりません。なぜならば、ちゃんとしたこういった議会の一般質問の中で、先ほど説明したようにちゃんと研究すべきじゃないか、調査すべきじゃないかということをお話ししていた。そしてそれを精査いたしますよということをなぜしないんですかと、非常にごみ有料化って大変な問題、これをやって、今、進めているわけです。当然なされていい調査を、そういった国の資料からピックアップしてやりました。それで審議してくださいということが、おかしいのではないかと、ことを私は言っているわけです。

続いては、これも何度かお尋ねしました。ごみ減量の目標値を示していただきたいと何回も言っております。今のところは、ごみ戦略プランの 100 グラムを減量すると、550 グラムにするというのが出ておりますけれども、ごみ減量目標値を示していただきたいと思います。

## 中山一生市長

目標値ということでございますけれども、これはご承知のとおり、ごみ処理基本計画を平成 20 年に策定したときの 550 グラムという目標でもございます。平成 27 年度における家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量は 550 グラムということでもございます。これは、家庭系ごみの減量化の目標として定めたものでありますが、その後、市民の皆さんにもごみ減量化の意識を醸成をしたり、リサイクルの推進ということで、これを 2 本の柱として、様々な施策や事業を展開しながら、ごみの減量化に努めてきたわけでもございます。

その間、ごみ減らし隊の皆さんをはじめとする、それぞれごみを排出される市民の皆様にご協力いただきながら、着実にごみの減量化も進んできていたというふうに認識をしているわけでもございます。緩やかながら、家庭系ごみの排出量は減少傾向にありましたが、やはり誤差の範囲での増減などもあるわけでもございます。なかなか目標値、今の 550 グラムからすると 100 グラム以上の乖離があるのが現実でもございます。そんな中で、ごみ減量化を、今後のごみの減量化を考えていく中で家庭系ごみの有料化の議論は避けて通ることができないということで、これもごみ減量化の意識の醸成の中の一つとして、議論をスタートさせていただいているところでもございます。やはりこの 100 グラム以上の乖離を埋めるためには、これまで、今までどおりではやはりごみの減量化には限界があるというふうに認識しておりますので、今後もこのごみの 1 人 1 日当たり 550 グラムの目標に達成するための施策をやはり考えていかなければならないと認識しております。

## 大野誠一郎

今の答弁ですと、ごみ減量の目標値は 550 グラムという形でとらえていただきたいというような内容かと思います。これも何回かお尋ねしておりますが、龍ヶ崎新戦略プランの中でのこの 550 グラムというものは、有料化になってもなくても目指す目標値だというふうにお伺いしております。そして、中山市長は、私がこの質問を始める最初の頃にお尋ねしたのは、ごみ有料化の目的なり、あるいはなぜごみ有料化なんだという話の中で、劇的な減量の効果を期待すると、こういう話をしております。それが 550 グラムなんですか。この 550 グラムの目標、ごみ減量の目標値は今まで新戦略プランの中で話は聞いておりますが、ごみ有料化をしても、この減量目標値だということを聞いたのは、今日初めてですが、それでよろしいんですか。

## 中山一生市長



550 グラムという目標についてでございますが、これはごみ処理基本計画の中での目標でございます。ごみ処理基本計画の趣旨も同じだと思いますけれども、やはり我々が目指すべきは、自分たちの子どもたちに持続可能なごみ処理の循環型社会の形成を目指していかなければならないということでもございますので、その中での 550 グラムという目標があったと思いますが、これはもちろん 550 グラムを大きく下回る、この 27 年度まで 550 グラムを達成した上で、もっと下回ることができれば、それはより将来への子どもたちへの負荷を減らす理想に近づいていくわけでもございますので、これは通過点ということに認識をしていかなければならないことなのかなとは思っております。

ただし、この「劇的」という表現を使わせていただいたのは、今まで緩やかな曲線で、傾斜でごみが減量をしてきたわけですが、これをこのなだらかな傾斜だけでは 550 に到達しない。やはりどこかで大きくこの傾斜を角度を強めていかなければならないという意味で、劇的という言葉を使わせていただきました。ごみ減量化をやはり劇的に目標達成するためのごみ減量化を進めていかなければ、この目標には達成しないという意味での劇的という言葉でもございましたので、その意味でもやはりこのごみ減量化の施策を様々な角度で進めていかなければならないという思いを強くしているところでございます。

### 大野誠一郎

私、今このごみ有料化の質問を始めてからずっと言っておりますけれども、調査研究をすべきだ。調査研究をすれば、ごみ有料化を実施するに当たって、最初にやるべきことは、ごみをどれだけ減らしたい。今現在これだけのごみがあり、このまま行けばどうも減量ができないと。したがって、これだけのごみの減量化をしたい、そこから制度設計とか、いろいろなものが始まるんじゃないんですかと。ほかの市町村を見ても、大体そういうのが多いんですよ。多いんじゃなくて、これはある意味では当然なんですよ。これだけの減量をしたいから、こういうごみの有料化を、こういう制度設計でお願いしたいということを示して市民の皆さんと協議をしながら、議論を進めながらやっていくわけですよ。ですから、これがないから私は何度も質問しているんです。

同じく市長は前回の 3 月議会の中で、この龍ヶ崎市の制度設計はないんですかと私お尋ねしたところ、その腹案はないんですかというようなことをお尋ねしましたところ、ごみ減量審議会に一定の市としての考え方を示しますと、もう答申は出しましたけれども、この一定の市としての考え方はどのように示したのかをお尋ねいたします。

### 木村茂都市環境部長

市としての制度設計（案）についてのご質問でございます。

全国先進自治体の傾向を踏まえまして、有料化の対象、方式などを設定し、その上で、仮に 40 リットルの大袋 1 袋の手数料、すなわち販売価格を 40 円から 100 円までの価格にした場合の手数料収入見込み額とその際の 1 世帯一月当たりの負担額を試算いたしました資料を参考として提出させていただいております。それによりまして、市としましては制度設計の上で、その一番大きな手数料の水準、これについては基本としていくらだということではなくて、審議会の委員の方々にその辺を判断していただきたいということで、こういった 40 円から 100 円までの価格にした場合の料金を示させていただいたという実情でございます。

### 大野誠一郎

部長答弁でしたが、私は市長答弁を求めたわけでございます。何となれば、前回の 3 月議会で市長がやはり一定の市との考え方を、市長に対して私は龍ヶ崎市の制度設計はどうなったんですかと、それともまだ 40 円から 100 円というような金額を示されましたけれども、やはり先ほど申しました家庭系ごみ有料化、主な先進自治体の状況の中で制度設計が示されているわけでございます。やはり龍ヶ崎市の制度設計を、それに合わせた形の制度設計を示すべきではないんで



すかというような意味で私は言ったわけでございます。それに対して、市長は一定の市としての考え方を示すというようなことを答弁してくれているわけです。そんなわけで、そういった今の部長答弁の内容だけでなく、もっと広範囲な形の制度設計を示すべきではなかったのではないかと考えております。

そういった意味で、やはり議会で答弁した内容については、確実に履行していただきたいということをお願いして、私の質問を終わりにします。

**【注意事項】**

ここに記載した龍ヶ崎市議会定例会における答弁内容は、龍ヶ崎市議会ホームページに掲載された正式な議事録から引用されたものであり、体裁については調整をしてありますが、質問答弁の内容には手を加えておりません。